

社会福祉法人飛龍会 理事・監事及び評議員等に対する報酬 並びに費用に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人飛龍会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員等の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員並びに評議員及び選任・解任委員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、勤務遂行の対価として受ける費用を指し、次号に定める費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費を含む）交通費及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人の理事、監事、評議員、選任、解任委員については、職務遂行の対価として、この法人の会議に出席したときは、1回につき3,500円（源泉徴収後）を支給する。
2. この法人が運営する施設の職員については無報酬とする。

(費用)

第4条 役員等が業務により出張した場合は、この法人が運営する保育園の旅費規定に基づいて算出した旅費を支給する。

(公表)

第5条 この規程をもって、この法人の報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、第1回定時評議員会の決議により施行する。